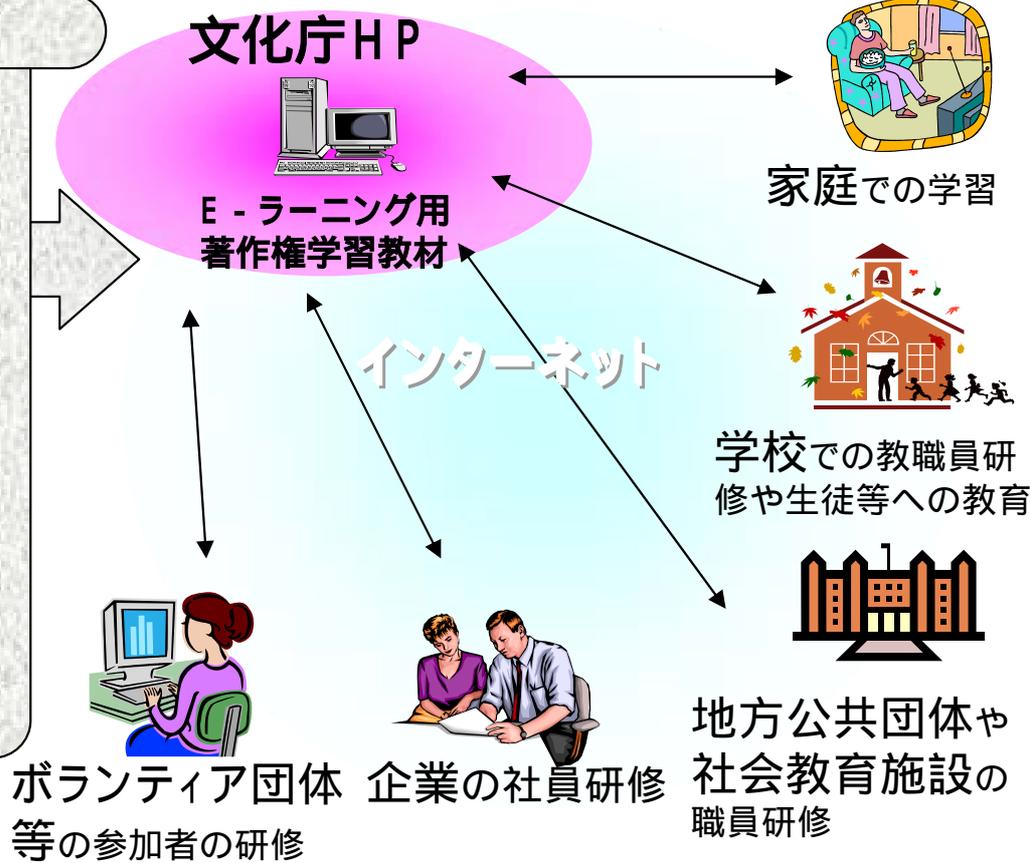


| | | |
|-------------------|--|--|
| 事業名 | 「Eラーニング用著作権学習教材」の製作 | |
| 主管課及び関係課 (課長名) | (主管課)文化庁著作権課(課長:吉川晃) | |
| 施策目標及び達成目標 | 施策目標 8 - 3 文化振興のための基盤整備 達成目標 8 - 3 - 5 著作権学習用教材の作成・提供及び講習会の開催等により著作権に関する知識の普及啓発を図る。 | |
| 事業の概要 | 情報化の急速な進展により、全ての人々にとって著作権に関する知識や意識が不可欠となったことから、Eラーニング用の学習教材を製作し、文化庁ホームページからインターネットを通じて配信することにより、著作権に関する普及啓発を行う。 | |
| 予算額及び事業開始年度 | 平成17年度概算要求額: 60百万円 事業開始年度: 平成17年度 | |
| 得ようとする効果 | 著作権に関する正しい理解と意識の普及 | 達成年度 |
| | | 平成21年度 |
| 必要性 | 情報化の急速な進展により、インターネットやパソコンなど著作物の「創作手段」「利用手段」が急速に普及し、学校や図書館、博物館・美術館、公民館、企業など様々な組織において、ホームページを作成して情報を発信するなど、従来の著作権関係企業だけに限らず、全ての人々にとって、著作権に関する知識や意識が不可欠となっており、独力による学習が可能な「Eラーニング用学習教材」を製作して著作権に関する普及啓発を行うことは極めて重要である。 | |
| 効率性 | 全ての人々に対する著作権の普及啓発を実施するためには、講習会に参加することが困難な者が好きな時間に自宅や職場など自由な場所で学習できるEラーニング用学習教材を活用することで大きな効果を生むものとする。 | |
| 有効性 | 効果の把握の仕方 (検証の手順) | 利用者の理解度を含めた教材の利用状況を調査することにより、著作権に関する意識や理解の状況を把握する。 |
| | 得ようとする効果の達成見込みの判断根拠 (判断基準) | 年間の利用状況(目標: 1万人)。Eラーニング用の学習教材は、自由な時間に学習できることから、時間の制約がある講習会に比べ多くの人々が利用すると予想され、講習会の年間受講者数(約2,000人)の5倍の利用を見込んでいる。 |
| 備考 | スクラップ事業 バーチャル著作権ヘルプデスク 楽しみながら著作権が学べるソフトウェア及びその手引書の作成・配布 | |

「E - ラーニング用著作権学習教材」の製作

イメージ

- 単元学習
- 確認テスト
- ┆
- 単元学習
- 確認テスト
- ┆
- 単元学習
- 確認テスト
- ┆
- まとめテスト
- Q & A
- 復習



特色

▶ 利便性

講習会の会場に足を運ばなくても、自宅や職場のパソコンで好きな時間に自分のペースで気軽に学習することができる

▶ 体系的な学習が可能

初心者でも、独学で簡単に著作権制度を体系的に学ぶことができる

- 著作権法の法律書 難解
- 著作権パンフレット、冊子 断片的

▶ 指導者不要

職員研修を行う場合でも、指導者は必要なく、職員が個々に利用し研修を実施することができる

▶ 配布コストがかからない

データは文化庁HPにあるため法改正に伴う修正などが容易に行われ、利用者には常に最新の情報を提供できる

- 紙媒体の教材は、再配布にコストがかかる